

岡崎市議会議案

令和6年6月定例会

令和6年6月岡崎市議会定例会議案目録

議案番号	件 名	ページ
承認 1	岡崎市市税条例の一部を改正する条例の専決処分について	5
57	損害賠償の額を定めることについて	17
58	愛知県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議について	19
59	物品の譲与について（超低温冷凍庫）	21
60	財産の取得について（市道小針線ほか2路線用地）	23
61	工事請負に関する契約について（市道池金本宿線拡幅整備に伴う鉄道高架下防護工事の委託）	25
62	物品の取得について（高度救命処置用資機材）	27
63	物品の取得について（災害対応特殊救急自動車）	29
64	物品の取得について（指揮指令車）	31
65	物品の取得について（電子黒板）	33
66	岡崎市市税条例の一部改正について	35
67	岡崎市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について	39
68	岡崎市国民健康保険条例の一部改正について	41
69	岡崎市脱炭素社会の実現に向けた気候変動対策推進条例の制定について	45
70	岡崎市工場等建設奨励条例の一部改正について	53
71	岡崎市家康公観光振興基金条例の一部改正について	59
72	令和6年度岡崎市一般会計補正予算（第1号）	61
73	令和6年度岡崎市一般会計補正予算（第2号）	65
74	令和6年度岡崎市阿知和地区工業団地造成事業特別会計補正予算（第1号）	71

75	令和6年度岡崎市継続契約集合支払特別会計補正予算（第1号）	73
----	-------------------------------	----

令和6年承認第1号

岡崎市市税条例の一部を改正する条例の専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙専決処分書のとおり専決処分した。

同条第3項の規定により議会の承認を求める。

令和6年6月3日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないので、条例を改正することについて、次のとおり専決処分する。

令和6年3月31日専決

岡崎市長 中 根 康 浩

岡崎市市税条例の一部を改正する条例

岡崎市市税条例（昭和25年岡崎市条例第24号）の一部を次のように改正する。
附則第3条の6の2を附則第3条の6の5とし、附則第3条の6の次に次の3条を加える。

（令和6年度分の個人の市民税の特別税額控除）

第3条の6の2 令和6年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の8第4項及び第5項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和6年度分特別税額控除額を、前年の合計所得金額が1,805万円以下である所得割の納税義務者（次条及び附則第3条の6の4において「特別税額控除対象納税義務者」という。）の第32条、第34条、第34条の2、附則第3条の2、附則第3条の4、前条及び附則第4条の4の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定の適用がある場合における第34条の2第2項、第39条の5第1項及び前条の規定の適用については、第34条の2第2項及び前条中「附則第5条の6第2項」とあるのは「附則第5条の6第2項及び第5条の8第6項」と、第39条の5第1項中「課した」とあるのは「附則第3条の6の2第1項の規定の適用がないものとした場合に課すべき」と、「の前々年中」とあるのは「の同項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」と、「前々年中」とあるのは「、附則第3条の6の2第1項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」とする。

（令和6年度分の個人の市民税の納税通知書に関する特例）

第3条の6の3 令和6年度分の個人の市民税に限り、個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額については、次に定めるところによる。

(1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市

民税の額（前条第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の市民税の額をいう。）、特別税額控除前の普通徴収に係る個人の県民税の額（法附則第5条の8第1項及び第2項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の県民税の額をいう。）及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額（以下この号において「特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額」という。）からその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の県民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額を控除した額（以下この項において「普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額」という。）がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額を4で除して得た金額（当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に3を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「第1期分金額」という。）に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第36条第1項に規定する第1期の納期（以下この項、次項及び次条第1項において「第1期納期」という。）においてはその者の第1期分金額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、その他のそれぞれの納期においてはその者の分割金額とする。

- (2) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期においてはしないものとし、第36条第1項に規定する第2期の納期（以下この項及び次条第1項において「第2期納期」という。）においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第36条第1項に規定する第3期の納期（以下この項において「第3期納期」という。）及び同条第1項に規定する第4期の納期（以下この項において「第4期納期」という。）においてはその者の分割金額とする。
- (3) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期及び第2期納期においてはしないものとし、第3期納期においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額

からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第4期納期においてはその者の分割金額とする。

(4) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額以上である場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期、第2期納期及び第3期納期においてはしないものとし、第4期納期においてはその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の県民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額とする。

2 令和6年度分の個人の市民税（第1期納期から第39条第1項の規定により普通徴収の方法によつて徴収されることとなつたものを除く。）を同項の規定により普通徴収の方法によつて徴収する場合については、前項の規定は、適用しない。

（令和6年度分の公的年金等に係る所得に係る個人の市民税に関する特例）

第3条の6の4 令和6年度分の個人の市民税に限り、第39条の2第1項の規定により特別徴収の方法によつて徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税（第3項において「年金所得に係る特別徴収の個人の市民税」という。）の額及び同条第2項の規定により普通徴収の方法によつて徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額については、次に定めるところによる。

(1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額（附則第3条の6の2第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される第39条の2第1項に規定する前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この号及び第5号において同じ。）の合算額（以下この号及び第5号において「年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額」という。）をいう。以下この号及び第3項第1号において同じ。）からその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額を控除した額（以下この項及び第3項において「年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額」という。）がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額の2分の1に相当する額をいう。以下この号において同じ。）を控除した額をいう。以下この号において同じ。）を2で除して得た金額（当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「第2期分金額」という。）をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「第1期分金

額」という。)に満たない場合には、第1期納期及び第2期納期に普通徴収の方法によつて徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額(以下この項において「普通徴収対象税額」という。)並びに第39条の3に規定する特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によつて徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額(以下この項及び第3項において「特別徴収対象税額」という。)は、第1期納期においてはその者の第1期分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、第2期納期においてはその者の第2期分金額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額を3で除して得た金額(当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。)に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額(以下この項において「10月分金額」という。)に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

- (2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期における税額はないものとし、第2期納期においてはその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。
- (3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期における税額はないものとし、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

- (4) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。
- (5) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額以上である場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に相当する税額とする。
- 2 前項の規定の適用がある場合における第39条の4の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第3条の6の4第1項各号に規定する特別徴収の方法によつて徴収すべき額」とする。
- 3 令和6年度分の個人の市民税に限り、年金所得に係る特別徴収の個人の市民税の額（第1項の規定の適用があるものを除く。）については、次に定めるところによる。
- (1) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から第39条の5第1項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額を控除した額をいう。以下この号において同じ。）を3で除して得た金額（当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「10月分金額」とい

う。)に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

- (2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額以上であり、かつ、その者の10月分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。
- (3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額以上である場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の第39条の5第2項の規定により読み替えられた第39条の2第1項に規定する年金所得に係る特別徴収税額に相当する税額とする。

4 前項の規定の適用がある場合における第39条の4の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第3条の6の4第3項各号に規定する特別徴収の方法によつて徴収すべき額」とする。

5 令和6年度分の個人の市民税につき第39条の6第1項の規定の適用がある場合については、前各項の規定は、適用しない。

附則第4条第2項中「前条」を「附則第3条の6」に改め、同条に次の1項を加える。

3 前項の規定の適用がある場合における附則第3条の6の2第1項の規定の適用については、同項中「前条及び」とあるのは、「前条、附則第4条第2項及び」とする。

附則第6条の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条第8号中「附則第19条の3第5項」を「附則第19条の3第4項」に改める。

附則第7条の前の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「(商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあつては、100分の2.5)」及び「(令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額)」を削り、同条第2項及び第3項中「令和4年度分及び令和5年度分」を「令和6年度から令和8年度までの各年度分」に改め、同条第4項及び第5項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改める。

附則第7条の2中「地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）附則第14条第1項」を「地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）附則第21条第1項」に、「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改める。

附則第8条の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「。以下この項において同じ。」及び「(令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額)」を削る。

附則第8条の3第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「(令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額)」を削り、同条第2項中「令和4年度分及び令和5年度分」を「令和6年度から令和8年度までの各年度分」に改める。

附則第12条の前の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「(商業地等に係る令和4年度分の都市計画税にあつては、100分の2.5)」及び「(令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額)」を削り、同条第2項及び第3項中「令和4年度分及び令和5年度分」を「令和6年度から令和8年度までの各年度分」に改め、同条第4項及び第5項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改める。

附則第12条の2中「地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）附則第14条第1項」を「地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）附則第21条第1項」に、「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改める。

附則第13条の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「。以下この項において同じ。」及び「(令和

3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額)」を削る。

附則第13条の3第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「(令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額)」を削り、同条第2項中「令和4年度分及び令和5年度分」を「令和6年度から令和8年度までの各年度分」に改める。

附則第14条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条第2項中「令和6年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

附則第14条の3第3項に次の1号を加える。

- (3) 附則第3条の6の2の規定の適用については、同条第1項中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第14条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第14条の4第3項に次の1号を加える。

- (3) 附則第3条の6の2の規定の適用については、同条第1項中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第14条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第15条第3項に次の1号を加える。

- (3) 附則第3条の6の2の規定の適用については、同条第1項中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第15条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第16条第5項に次の1号を加える。

- (3) 附則第3条の6の2の規定の適用については、同条第1項中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第16条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第16条の2第3項に次の1号を加える。

- (3) 附則第3条の6の2の規定の適用については、同条第1項中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第16条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第17条第2項に次の1号を加える。

- (3) 附則第3条の6の2の規定の適用については、同条第1項中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第17条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

2 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の岡崎市市税条例（以下「改正後の条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和5年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

3 別段の定めがあるものを除き、改正後の条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和5年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

損害賠償の額を定めることについて

次のとおり、法律上市の義務に属する損害賠償の額を定めるものとする。

令和6年6月3日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

1 事案の概要

国の定める標準仕様に準拠した選挙人名簿管理システムへの移行に当たり、当該システムを他ベンダーのシステムに切り替え、相手方との契約を終了することとしたため、解約による損害金が発生した。

2 損害賠償額

12,430,000円

(理由)

この案を提出したのは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第13号の規定により必要があるによる。

愛知県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定により、愛知県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約を次のとおり定めることについて、関係地方公共団体と協議するものとする。

令和6年6月3日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

愛知県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

愛知県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年3月20日愛知県知事許可）の一部を次のように変更する。

別表第1中「被保険者証及び資格証明書」を「資格確認書等」に改める。

附 則

この規約は、令和6年12月2日から施行する。

（理由）

この案を提出したのは、高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正により、現行の被保険者証が令和6年12月2日以降発行されなくなることに伴い、愛知県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関し協議する必要があるによる。

物品の譲与について

次のとおり、物品を譲与するものとする。

令和6年6月3日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

1 譲与する物品

超低温冷凍庫 27台

2 譲与の相手方

別表のとおり

3 譲与の理由

新型コロナワクチンの特例臨時接種が令和6年3月31日をもって終了したことにより、ワクチンを保管するための当該物品を市において使用する見込みがなくなったため、譲与する。

(理由)

この案を提出したのは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により必要があるによる。

別表

所在	名称
東京都三鷹市大沢二丁目21番1号	大学共同利用機関法人自然科学研究機構
岡崎市羽栗町字田中26番・27番・30番合併地	医療法人羽栗会
岡崎市六供町字3丁目8番地2	医療法人十全会
岡崎市暮戸町字南川畔43番地5	医療法人水上眼科耳鼻咽喉科
岡崎市岩津町字於御所172番地	みうらクリニック岩津
岡崎市下青野町字奥屋敷39番地	おくやしきクリニック
岡崎市真伝町字魂場62番地1	医療法人愛整会
刈谷市相生町三丁目6番地	医療法人大朋会
岡崎市戸崎町字牛転2番地	医療法人仁精会
岡崎市稲熊町字1丁目146番地1	医療法人潤クリニック
岡崎市藪田二丁目11番地11	医療法人中西整形外科
岡崎市柱町字南屋敷32番地	宮地医院
岡崎市仁木町字川越17番地33	愛知医科大学メディカルセンター
岡崎市羽根東町1丁目1番地3	医療法人山武会
岡崎市筒針町字池田104番地1	岡崎ゆうあいクリニック
岡崎市針崎町字五反田1番地	藤田医科大学岡崎医療センター
岡崎市北野町字樫ノ木21番地	矢田内科循環器科

財産の取得について

次のとおり、土地を買い入れるものとする。

令和6年6月3日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

- 1 取得目的
市道小針線ほか2路線用地として所有するため

- 2 取得する土地

所 在	地 目	面 積
小針町地内	田、畑、宅地及び雑種地	7,443平方メートル

- 3 取得金額

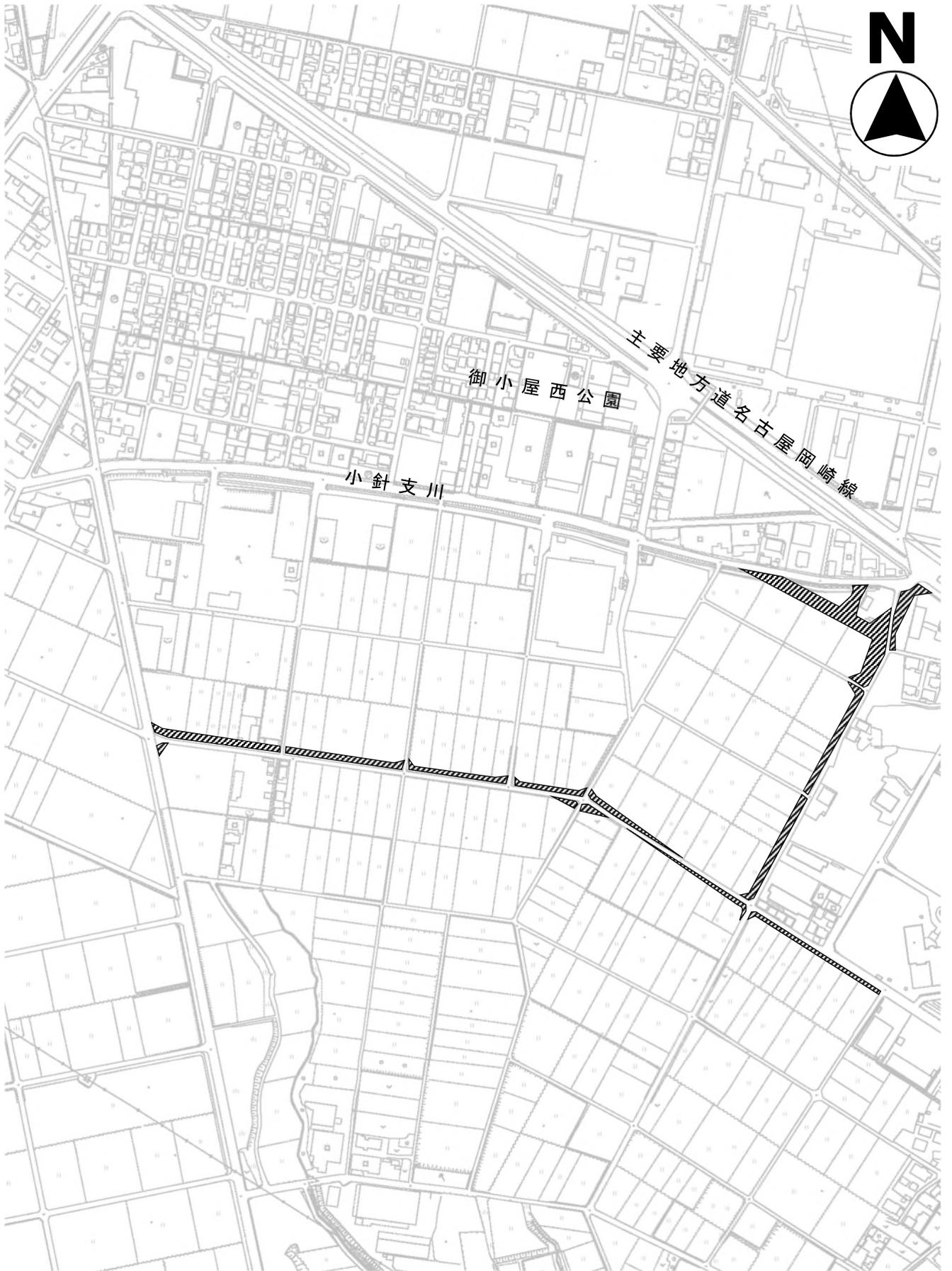
445,990,000円以内

- 4 取得方法

岡崎市土地開発公社を経由して買い入れる。ただし、事業の進捗状況等により岡崎市が直接買い入れることがある。

(理由)

この案を提出したのは、岡崎市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年岡崎市条例第15号）第3条の規定により必要があるによる。



凡例	
	取得する土地

工事請負に関する契約について

次のとおり、工事請負に関する契約を締結するものとする。

令和6年6月3日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

- 1 契約目的
市道池金本宿線拡幅整備に伴う鉄道高架下防護工事の委託
- 2 工事概要
鉄道高架下防護工事一式
- 3 契約方法
随意契約
- 4 契約金額
536,358,900円
- 5 履行期限
令和7年9月30日
- 6 契約の相手方
名古屋市中村区名駅一丁目2番4号
名古屋鉄道株式会社

(理由)

この案を提出したのは、岡崎市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年岡崎市条例第15号）第2条の規定により必要があるによる。

物品の取得について

次のとおり、物品を買い入れるものとする。

令和6年6月3日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

- 1 買入目的
救急業務の用に供するため
- 2 買入物品
高度救命処置用資機材 2組
- 3 契約方法
指名競争入札
- 4 買入金額
29,378,800円
- 5 納品期限
令和7年3月31日
- 6 契約の相手方
静岡市駿河区池田156番2
協和医科器械株式会社

(理由)

この案を提出したのは、岡崎市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年岡崎市条例第15号）第3条の規定により必要があるによる。

物品の取得について

次のとおり、物品を買い入れるものとする。

令和6年6月3日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

- 1 買入目的
救急業務の用に供するため
- 2 買入物品
災害対応特殊救急自動車 2両
- 3 契約方法
指名競争入札
- 4 買入金額
38,718,458円
- 5 納品期限
令和7年3月31日
- 6 契約の相手方
名古屋市熱田区桜田町20番34号
愛知日産自動車株式会社

(理由)

この案を提出したのは、岡崎市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年岡崎市条例第15号）第3条の規定により必要があるによる。

物品の取得について

次のとおり、物品を買い入れるものとする。

令和6年6月3日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

- 1 買入目的
消防業務の用に供するため
- 2 買入物品
指揮指令車 1 両
- 3 契約方法
指名競争入札
- 4 買入金額
23,327,650円
- 5 納品期限
令和7年3月31日
- 6 契約の相手方
名古屋市中区金山二丁目1番5号
平和機械株式会社

(理由)

この案を提出したのは、岡崎市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年岡崎市条例第15号）第3条の規定により必要があるによる。

物品の取得について

次のとおり、物品を買い入れるものとする。

令和6年6月3日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

- 1 買入目的
学校の用に供するため
- 2 買入物品
電子黒板 249台
- 3 契約方法
指名競争入札
- 4 買入金額
82,976,300円
- 5 納品期限
令和7年3月31日
- 6 契約の相手方
名古屋市中区丸の内三丁目18番28号
教育産業株式会社

(理由)

この案を提出したのは、岡崎市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年岡崎市条例第15号）第3条の規定により必要があるによる。

岡崎市市税条例の一部改正について

岡崎市市税条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和6年6月3日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

岡崎市市税条例の一部を改正する条例

岡崎市市税条例（昭和25年岡崎市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第41条第1項の表(4)項及び同条第2項中「によつて」を「により」に改め、同条第3項及び第4項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第6項中「によつて」を「により」に改める。

第61条第1項の表(3)項及び同条第2項中「によつて」を「により」に改め、同条第3項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第5項中「によつて」を「により」に改める。

附則第3条の6の5を附則第3条の6の6とし、附則第3条の6の4の次に次の1条を加える。

（令和7年度分の個人の市民税の特別税額控除）

第3条の6の5 令和7年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の12第3項及び第4項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和7年度分特別税額控除額を、同条第3項に規定する特別税額控除対象納税義務者の第32条、第34条、第34条の2、附則第3条の2、附則第3条の4、附則第3条の6及び附則第4条の4の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

附則第4条第3項を次のように改める。

3 前項の規定の適用がある場合における附則第3条の6の2第1項及び附則第3条の6の5の規定の適用については、附則第3条の6の2第1項中「前条及び」とあるのは「前条、附則第4条第2項及び」と、附則第3条の6の5中「附則第3条の6及び」とあるのは「附則第3条の6、附則第4条第2項及び」とする。

附則第5条の4第9項を削り、同条第8項を同条第9項とし、同条第7項中

「附則第15条第25項第3号イ」を「附則第15条第25項第4号イ」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項中「附則第15条第25項第2号ロ」を「附則第15条第25項第3号ロ」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「附則第15条第25項第2号イ」を「附則第15条第25項第3号イ」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 法附則第15条第25項第2号に規定する設備について同号の条例で定める割合は、7分の6とする。

附則第5条の4第10項中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改め、同条第12項を同条第13項とし、同条第11項を同条第12項とし、同条第10項の次に次の1項を加える。

11 法附則第15条第38項の条例で定める割合は、2分の1とする。

附則第5条の5第12項を同条第13項とし、同条第11項中「附則第7条第17項」を「附則第7条第18項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第10項中「附則第7条第16項各号」を「附則第7条第17項各号」に改め、同項を同条第11項とし、同条第9項中「附則第7条第11項各号」を「附則第7条第12項各号」に改め、同項を同条第10項とし、同条第8項中「附則第7条第10項各号」を「附則第7条第11項各号」に改め、同項を同条第9項とし、同条第7項中「附則第7条第9項各号」を「附則第7条第10項各号」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項中「附則第7条第8項各号」を「附則第7条第9項各号」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項を同条第6項とし、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 市長は、法附則第15条の7第1項又は第2項の認定長期優良住宅のうち区分所有に係る住宅については、前項の申告書の提出がなかつた場合においても、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第4項に規定する管理者等から、法附則第15条の7第3項に規定する期間内に地方税法施行規則附則第7条第4項に規定する書類の提出がされ、かつ、当該区分所有に係る住宅が法附則第15条の7第1項又は第2項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項又は第2項の規定を適用することができる。

附則第6条の2の見出し中「令和4年度又は令和5年度」を「令和7年度又は令和8年度」に改め、同条第1項中「令和4年度分又は令和5年度分」を「令和7年度分又は令和8年度分」に改め、同条第2項中「令和4年度適用土地又は令和4年度類似適用土地」を「令和7年度適用土地又は令和7年度類似適用土地」に、「令和5年度分」を「令和8年度分」に改める。

附則第8条の2第4項を削る。

附則第11条中「又は第4項」を削る。

附則第14条の3第3項第3号、附則第14条の4第3項第3号、附則第15条第3項第3号、附則第16条第5項第3号、附則第16条の2第3項第3号及び附則第17条第2項第3号中「附則第3条の6の2」の次に「及び附則第3条の6の5」を加え、「同条第1項」を「附則第3条の6の2第1項及び附則第3条の6の5」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(固定資産税に関する経過措置)
- 2 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の岡崎市市税条例（以下「改正後の条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和5年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。
- 3 令和2年4月1日から令和6年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「旧法」という。）附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 4 平成29年4月1日から令和6年3月31日までの間に受けた旧法附則第15条第32項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
(都市計画税に関する経過措置)
- 5 別段の定めがあるものを除き、改正後の条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和5年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。
- 6 平成29年4月1日から令和6年3月31日までの間に受けた旧法附則第15条第32項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

(理由)

この条例案を提出したのは、地方税法等の一部改正に伴い、市税の課税の適正化を図る等の必要があるによる。

令和6年第67号議案

岡崎市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部
改正について

岡崎市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する
条例を次のように定めるものとする。

令和6年6月3日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

岡崎市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正
する条例

岡崎市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年岡崎市
条例第50号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1項及び別表第2の1項中「進学準備給付金」を「進学・就職準備
給付金」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（理由）

この条例案を提出したのは、生活保護法の一部改正に伴い、進学準備給付金の
名称を改める必要があるによる。

岡崎市国民健康保険条例の一部改正について

岡崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和6年6月3日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

岡崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例

岡崎市国民健康保険条例（平成24年岡崎市条例第63号）の一部を次のように改正する。

第9条の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「一般被保険者（国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）附則第7条第1項に規定する退職被保険者等（以下「退職被保険者等」という。）以外の被保険者をいう。以下同じ。）に係る」を削り、同条第1号ア中「（一般被保険者に係るものに限る。）」を削り、同号イ中「法附則第22条」を「国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）附則第7条」に改め、「県が行う国民健康保険の一般被保険者に係るもの限り、」を削り、同号カ中「退職被保険者等に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額並びに県が行う国民健康保険の一般被保険者に係る」及び「及び退職被保険者等に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用の額」を削り、同条第2号イ中「附則第22条」を「附則第7条」に改め、同号ウ中「。エにおいて同じ。）（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用（法附則第22条の規定により読み替えられた法第70条第1項に規定する療養の給付等に要する費用をいう。エにおいて同じ。）に係るものを除く」を削り、同号エ中「法附則第9条第1項の規定により読み替えられた」及び「並びに国民健康保険保険給付費等交付金（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。）」を削る。

第10条の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「一般被保険者に係

る」を削り、「一般被保険者につき」を「被保険者につき」に改め、「(一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、当該世帯を一般被保険者の属する世帯とみなして算定した世帯別平等割額)」を削る。

第11条の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条第1項中「一般被保険者」を「被保険者」に改める。

第12条の見出し及び同条第1項各号列記以外の部分中「一般被保険者に係る」を削り、同項各号中「一般被保険者」を「被保険者」に改める。

第13条から第16条までを次のように改める。

第13条から第16条まで 削除

第17条を次のように改める。

(基礎賦課限度額)

第17条 第10条の基礎賦課額は、65万円を超えることができない。

第18条の見出し及び同条各号列記以外の部分中「一般被保険者に係る」を削り、同条第1号中「であって、県が行う国民健康保険の一般被保険者に係るもの」を削り、同条第2号ア中「附則第22条」を「附則第7条」に改め、同号イ中「法附則第9条第1項の規定により読み替えられた」を削る。

第19条の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「一般被保険者に」を「被保険者に」に改め、「(一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、当該世帯を一般被保険者の属する世帯とみなして算定した世帯別平等割額)」を削る。

第20条の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「一般被保険者」を「被保険者」に改める。

第21条の見出し及び同条第1項各号列記以外の部分中「一般被保険者に係る」を削り、同項各号中「一般被保険者」を「被保険者」に改める。

第22条から第25条までを次のように改める。

第22条から第25条まで 削除

第26条を次のように改める。

(後期高齢者支援金等賦課限度額)

第26条 第19条の後期高齢者支援金等賦課額は、24万円を超えることができない。

第27条第2号ア中「附則第22条」を「附則第7条」に改め、同号イ中「法附則第9条第1項の規定により読み替えられた」を削る。

第34条第1項中「、第13条」及び「若しくは第22条」を削り、「又は減少した」を「若しくは減少した」に改め、「若しくは第15条」を削り、同条第2項中「、第13条」、「、第22条」及び「若しくは第15条」を削る。

第35条第1項中「又は第13条」を削り、同条第4項中「又は第13条」及び「又は第22条」を削り、同条第5項中「又は第13条」を削る。

第36条の2第1項中「又は第15条」を削り、同条第3項中「又は第15条」及び「又は第24条」を削り、同条第4項第1号中「又は第15条」を削り、同条第6項中「又は第15条」及び「又は第24条」を削る。

第36条の3第1項中「又は第13条」を削り、同条第3項中「又は第13条」及び「又は第22条」を削り、同条第4項及び第5項中「又は第13条」を削り、同条第7項中「又は第13条」及び「又は第22条」を削り、同条第8項中「又は第13条」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(理由)

この条例案を提出したのは、国民健康保険法の一部改正により、退職者医療制度の経過措置が廃止されたことに伴い、所要の規定を整理する必要があるによる。

岡崎市脱炭素社会の実現に向けた気候変動対策推進条例の制定について

岡崎市脱炭素社会の実現に向けた気候変動対策推進条例を次のように定めるものとする。

令和6年6月3日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

岡崎市脱炭素社会の実現に向けた気候変動対策推進条例

目次

前文

第1章 総則（第1条～第6条）

第2章 総合的な施策の推進

第1節 気候変動対策実施計画の策定（第7条）

第2節 脱炭素まちづくり（第8条～第10条）

第3章 気候変動緩和策の推進

第1節 再生可能エネルギーの利用の促進（第11条・第12条）

第2節 事業活動における対策（第13条～第16条）

第3節 日常生活における対策（第17条・第18条）

第4節 交通における対策（第19条～第21条）

第5節 廃棄物に係る対策（第22条）

第6節 吸収源対策（第23条・第24条）

第4章 気候変動適応策の推進（第25条～第27条）

第5章 気候変動対策の普及啓発等（第28条～第31条）

附則

産業革命以後、化石燃料への過度な依存によるエネルギーの大量消費が行われた結果、近年、世界の平均気温は上昇し続け、集中豪雨、猛暑、海水面の上昇など地球温暖化に起因するとみられる現象が、人類にとって大きな脅威となっている。今や、地球温暖化ならぬ地球沸騰化の時代と言われており、気候変動によ

る私たちの生活への影響は避けられない状況にある。

このような危機的状況の中、平成27年の気候変動に関する国際連合枠組条約の第21回締約国会議において、京都議定書の後継となるパリ協定が国際的な枠組みとして採択され、世界は共通の長期目標の下、脱炭素に向け大きく動き出したところである。

本市においても、これまで地球温暖化対策に関する計画を策定し、その推進を図ってきた。また、令和2年には、2050年までに市域の温室効果ガスの排出量を実質ゼロをすることを目指したゼロカーボンシティ宣言を行い、脱炭素社会の実現に向けた姿勢を示してきたところであるが、その志を具現化するためには、市民、事業者などの協力が不可欠である。

ここに、現在及び将来の市民が、健康で文化的な生活を営むことができるよう、脱炭素社会の実現に向け、市民、事業者、行政機関などあらゆる主体が気候変動に対する危機感を共有するとともに、積極的な気候変動対策を講じることを強く決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、気候変動に起因して、生活、社会、経済及び自然環境における気候変動影響が生じていること並びにその影響が長期にわたり拡大するおそれがあることに鑑み、脱炭素社会の推進に関し、基本理念を定め、市、事業者及び市民の責務を明らかにし、気候変動対策の基本となる事項を定めることにより、現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 気候変動 気候変動適応法（平成30年法律第50号）第1条に規定する気候変動をいう。
- (2) 気候変動影響 気候変動適応法第2条第1項に規定する気候変動影響をいう。
- (3) 気候変動適応 気候変動適応法第2条第2項に規定する気候変動適応をいう。
- (4) 気候変動緩和策 気候変動の原因となる温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化を図るための施策をいう。
- (5) 気候変動適応策 地域の特性に応じた気候変動適応に関する施策をいう。
- (6) 気候変動対策 気候変動緩和策及び気候変動適応策をいう。
- (7) 温室効果ガス 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117

号。以下「法」という。) 第2条第3項に規定する温室効果ガスをいう。

- (8) 温室効果ガスの排出 法第2条第4項に規定する温室効果ガスの排出をいう。
- (9) 脱炭素社会 法第2条の2に規定する脱炭素社会をいう。
- (10) 再生可能エネルギー エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（平成21年法律第72号）第2条第3項に規定する再生可能エネルギー源を利用して得ることができるエネルギーをいう。
- (11) 再生可能エネルギーの導入等 次に掲げる行為をいう。
 - ア 太陽光を電気又は熱に変換する設備その他の再生可能エネルギーを発生させるために必要な設備（以下この号において「再生可能エネルギー設備」という。）を導入すること。
 - イ 再生可能エネルギーを効率的に利用するための設備又は発生させた再生可能エネルギーを自ら若しくは地域において自立的に利用するための設備を導入すること。
 - ウ 再生可能エネルギー設備により自ら発生させた再生可能エネルギーを自ら利用すること。
 - エ エネルギーの供給を他者から受けて利用する場合において、再生可能エネルギー又は再生可能エネルギーの占める割合が高いエネルギーの供給を受けて利用すること。
- (12) 環境物品等 国等による環境物品等の調達等の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）第2条第1項に規定する環境物品等をいう。
- (13) 自動車等 道路交通法（昭和35年法律第105号）第84条第1項に規定する自動車等をいう。

（基本理念）

第3条 脱炭素社会の実現に向けた気候変動対策の推進は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- (1) 脱炭素社会を実現できるよう、日常生活及び事業活動において、持続可能な社会経済システムへの転換を図ること。
- (2) 市、事業者及び市民が脱炭素社会を実現することの重要性を認識し、それぞれの責務に基づき、自主的かつ積極的に気候変動対策に取り組むこと。
- (3) 気候変動対策を通じて、環境、社会及び経済の課題解決に貢献すること。

（市の責務）

第4条 市は、前条に定める基本理念（次条第1項及び第6条第1項において「基本理念」という。）にのっとり、気候変動対策を総合的かつ計画的に推進するため、自ら率先してこれに取り組み、脱炭素社会の実現に努めなければな

らない。

2 市は、気候変動対策の推進に当たっては、事業者及び市民と連携し、協働してこれを行わなければならない。

3 市は、事業者及び市民が行う気候変動対策を促進するために必要な措置を講じなければならない。

4 市は、自らの事務及び事業に関し、気候変動対策を講じなければならない。

5 市は、国及び他の地方公共団体と連携を図りながら、気候変動対策を効果的に推進しなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、気候変動対策の重要性について理解を深め、その事業活動に関し、当該対策を自主的かつ積極的に講ずるよう努めなければならない。

2 事業者は、市が実施する気候変動対策に協力するよう努めなければならない。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、気候変動対策の重要性について理解を深め、その日常生活において、当該対策を自主的かつ積極的に講ずるよう努めなければならない。

2 市民は、市が実施する気候変動対策に協力するよう努めなければならない。

第2章 総合的な施策の推進

第1節 気候変動対策実施計画の策定

(実施計画の策定)

第7条 市は、気候変動対策を総合的かつ計画的に推進するため、当該対策の実施に関する計画を策定するものとする。

第2節 脱炭素まちづくり

(脱炭素まちづくりの推進)

第8条 市は、市街地の整備その他のまちづくりに関する施策の実施に当たっては、事業者及び市民と連携し、及び協働して、地域の特性を生かした再生可能エネルギーの利用、エネルギーの効率的な利用その他の環境への配慮が図られたまちづくりの推進に努めるものとする。

(促進区域の設定)

第9条 市は、法第21条第5項第2号に規定する促進区域を設定するものとする。

(建築物に係る温室効果ガスの排出の量の削減)

第10条 建築物の新築、増築又は改築をしようとする者は、当該建築物について、再生可能エネルギーの導入等、エネルギーの使用の合理化その他の温室効果ガスの排出の量の削減を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市は、前項に規定する措置を図る取組を促進するため、情報の提供その他の

必要な支援を行うものとする。

第3章 気候変動緩和策の推進

第1節 再生可能エネルギーの利用の促進

(再生可能エネルギーの利用)

第11条 事業者及び市民は、その事業活動又は日常生活において、優先的に再生可能エネルギーを利用するよう努めるものとする。

2 市は、事業者及び市民による再生可能エネルギーの導入等を促進するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 市は、事業者が行う再生可能エネルギーの有効利用その他の温室効果ガスの排出の量の削減に寄与する技術の研究及び製品の開発の支援に努めるものとする。

4 市は、市が所有する施設又は市が実施する事業において使用する電力その他のエネルギーの調達に当たっては、再生可能エネルギーの利用に努めるものとする。

(地域環境と調和した再生可能エネルギーの発電)

第12条 市、事業者及び市民は、再生可能エネルギー発電設備（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第2条第2項に規定する再生可能エネルギー発電設備をいう。）を設置する際は、自然環境、生活環境その他の環境に及ぼす影響に鑑み、当該設備と地域環境が調和するよう努めるものとする。

第2節 事業活動における対策

(エネルギー使用量等の把握)

第13条 事業者は、温室効果ガスの排出の量の削減を図るため、その事業活動に伴うエネルギーの使用量及び温室効果ガスの排出の量の把握に努めるものとする。

(設備に係る温室効果ガスの排出の量の削減)

第14条 事業者は、その事業の用に供する設備について、温室効果ガスの排出の量の削減のための技術の進歩その他の事業活動を取り巻く状況の変化に応じ、温室効果ガスの排出の量の削減に資するものを選択し、又は使用するよう努めるものとする。

(環境物品等の選択)

第15条 市及び事業者は、その事業活動において、物品を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受ける場合には、環境物品等を優先的に選択するよう努めるものとする。

(中小企業者の気候変動緩和策に係る計画の策定)

第16条 中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に

規定する中小企業者であって、市内に事務所を有するものをいう。)は、気候変動緩和策を計画的に推進するため、その事業活動に伴うエネルギーの使用の合理化その他温室効果ガスの排出の量の削減を図るための計画を作成するよう努めるものとする。

第3節 日常生活における対策

(環境に配慮した消費行動)

第17条 市民は、その日常生活において、物品を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受ける場合には、環境物品等を優先的に選択するよう努めるものとする。

2 事業者及び市民は、市内で生産された製品及び農産物を優先的に消費し、又は販売することにより、その輸送に伴う温室効果ガスの排出の量の削減に努めるものとする。

(環境に配慮した電気機器等の購入)

第18条 市民は、その日常生活において、電気機器、ガス器具その他のエネルギーを消費する機械器具を購入し、又は使用する場合には、温室効果ガスの排出の量がより少ないものを優先的に選択し、又は温室効果ガスの排出の量をより少なくする方法により使用するよう努めるものとする。

第4節 交通における対策

(公共交通機関又は自転車の利用等の推進)

第19条 市、事業者及び市民は、温室効果ガスの排出の量の削減を図るため、その事業活動又は日常生活において、自動車等の使用に代えて、公共交通機関若しくは自転車の利用又は徒歩による移動に努めるものとする。

2 市は、公共交通機関又は自転車を利用しやすい環境の整備、温室効果ガスの排出の量がより少ない自動車等の利用促進その他の交通に係る温室効果ガスの排出の量の削減のための措置を講ずるよう努めるものとする。

(温室効果ガスの排出の量の少ない自動車等の購入)

第20条 市、事業者及び市民は、自動車等を購入し、又は使用する際は、その使用に伴う温室効果ガスの排出の量がより少ない自動車等を購入し、又は使用するよう努めるものとする。

(エコドライブの推進)

第21条 自動車等を運転する者は、自動車等の適正な整備及び温室効果ガスの排出の量がより少ない運転の方法(次項において「エコドライブ」という。)の実施に努めなければならない。

2 事業者は、その事業の用に供する自動車等を運転する者に対し、エコドライブの実施について指導を行う等適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

第5節 廃棄物に係る対策

(廃棄物の排出の抑制等)

第22条 事業者及び市民は、温室効果ガスの排出の量の削減を図るため、その事業活動又は日常生活において、廃棄物の排出の抑制及び再生利用、物品等の再使用等資源の有効利用に努めるものとする。

2 事業者は、廃棄物の処理に当たっては、温室効果ガスの排出の量を削減するよう努めるものとする。

第6節 吸収源対策

(森林の保全)

第23条 市及び森林所有者（森林法（昭和26年法律第249号）第2条第2項に規定する者をいう。）は、相互に連携し、及び協働して、森林の適切な保全及び整備に努めるものとする。

2 市は、事業者、市民及び民間団体と連携し、及び協働して、市内で生産された木材その他の森林資源の利用の推進に努めるものとする。

3 市は、森林の有する温室効果ガスの吸収機能に関し、事業者及び市民の理解を深めるため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(緑化の推進)

第24条 市、事業者及び市民は、温室効果ガスの排出の量の削減を図るため、その所有し、又は管理する建築物及びその敷地の緑化に努めるものとする。

第4章 気候変動適応策の推進

(気候変動適応策の推進)

第25条 市は、気候変動適応策を推進するものとする。

2 事業者及び市民は、その事業活動又は日常生活において、気候変動影響及び気候変動適応に関する情報を収集し、市の気候変動適応策に協力するよう努めるものとする。

3 市は、気候変動影響及び気候変動適応に関し、事業者及び市民の理解を深めるため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(熱中症の予防)

第26条 市は、気候変動適応策の推進のため、気候変動影響を踏まえた熱中症の予防及びその啓発に係る施策を推進するものとする。

(災害レジリエンスの強化)

第27条 市、事業者及び市民は、気候変動によって引き起こされる災害に対し、被害を最小化する防災力及び復旧復興する回復力を強化するものとする。

第5章 気候変動対策の普及啓発等

(事業者への気候変動対策の推進)

第28条 市は、気候変動影響を踏まえ、気候変動対策を推進する事業者へ必要な支援を行うよう努めるものとする。

(気候変動対策に関する教育及び学習の推進)

第29条 市は、教育機関、事業者及び民間団体と連携し、及び協働して、あらゆる機会を通じて、全ての年代に対し、気候変動対策に関する教育及び学習を推進するよう努めるものとする。

(気候変動対策の啓発)

第30条 市は、事業者及び市民が気候変動対策に関する関心と理解を深めることができるよう啓発活動及び広報活動の充実に努めるものとする。

(地球温暖化対策地域協議会に対する支援)

第31条 市は、法第40条第1項に規定する地域協議会であって市長が定めるものが気候変動対策の促進に向けた普及啓発、情報提供その他の活動を積極的に行うことができるよう必要な支援に努めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年7月1日から施行する。

(岡崎市生活環境保全条例の一部改正)

2 岡崎市生活環境保全条例（平成18年岡崎市条例第19号）の一部を次のように改正する。

目次中「第3章 地球温暖化の防止に関する施策（第25条～第29条）」を「第3章 削除」に改める。

第3章を次のように改める。

第3章 削除

第25条から第29条まで 削除

(理由)

この条例案を提出したのは、脱炭素社会を実現するため、気候変動対策の推進に関し、基本理念、施策の基本となる事項等を定める必要があるによる。

岡崎市工場等建設奨励条例の一部改正について

岡崎市工場等建設奨励条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和6年6月3日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

岡崎市工場等建設奨励条例の一部を改正する条例

岡崎市工場等建設奨励条例（平成10年岡崎市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「物の製造（加工及び修理並びに製造のための電子計算機に係るプログラムの作成を含む。）」を「製造業として規則で定める業種に属する事業」に、「第6条第1項第5号及び第6号において」を「以下」に改め、同条第2号を次のように改める。

- (2) 倉庫等 運輸業、郵便業及び卸売業として規則で定める業種に属する事業の用に供する施設及びこれに附帯する施設並びに工場等で製造した製品を流通させるための荷役、輸送、保管等の用に供する施設及びこれに附帯する施設をいう。

第2条第11号中「中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項に規定する中小企業団体」を「中小企業団体（中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項に規定する中小企業団体をいう。次号において同じ。）」に改め、同号を同条第13号とし、同条中第10号を第12号とし、第5号から第9号までを2号ずつ繰り下げ、同条第4号中「新築又は増築」を「新設又は増設」に改め、同号を同条第6号とし、同条第3号中「新築又は増築」を「新設又は増設」に改め、同号を同条第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

- (3) 新設 市内に工場等又は倉庫等を有しない事業者が、市内に工場等又は倉庫等を建設すること。
- (4) 増設 市内に工場等又は倉庫等を有する事業者が、市内に工場等又は倉庫

等を建設すること。

第2条に次の2号を加える。

(14) 中小企業者等 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者及び中小企業団体をいう。

(15) 固定資産取得費用 次に掲げる費用の額の合計額から規則で定める額を控除した額をいう。

ア 土地の取得に要する費用の額

イ 家屋のうち、専ら生産、研究又は開発の用に供する部分の建設に要する費用の額

ウ 生産、研究又は開発の用に供する償却資産（規則で定めるものを除く。）の購入に要する費用の額

第3条第1項中「新增設（工場等の建設又は倉庫等の建設をいう。以下この条において同じ。）」を「工場等の建設又は倉庫等の建設（以下この条において「工場等の建設等」という。）」に、「新增設」を「工場等の建設等」に改め、同条第2項第1号中「新增設」を「工場等の建設等」に改め、同項第5号中「従業員数及び新增設に伴い新たに雇用される常用の従業員数」を「従業員（規則で定める者に限る。以下同じ。）の数及び工場等の建設等に伴い新たに雇用する従業員の数」に改め、同項第8号中「新增設」を「工場等の建設等」に改め、同項に次の3号を加える。

(9) 工場等の建設等に係る固定資産取得費用

(10) 工場等で製造する全ての製品の出荷額の合計額に対する主として一般消費者の生活の用に供される製品（規則で定めるものを除く。第5条において「消費者向け製品」という。）の出荷額の割合（第6条第3項及び別表において「消費者向け製品出荷額割合」という。）に関する計画（第5条第4号に規定する奨励措置を受けようとする場合に限る。）

(11) その他市長が必要と認める事項

第3条第3項に次の1号を加える。

(4) 工場等又は倉庫等の事務所部分の床面積の合計が当該工場等又は倉庫等の延べ面積の2分の1を超えないこと。ただし、特定業務施設にあっては、この限りでない。

第3条第6項中「新增設を」を「工場等の建設等を」に、「新增設に」を「工場等の建設等に」に、「新增設する」を「工場等の建設等に係る」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第5条第4号に規定する奨励措置を受けようとする場合にあつては、この限りでない。

第5条中「とる」の次に「ことができる」を加え、同条各号列記以外の部分

に次のただし書を加える。

ただし、第4号に規定する奨励措置については、同項の認定を受けた日の属する事業年度の前事業年度の決算において、消費者向け製品の売上高が100億円以上である認定事業者に対し当該措置をとるものとし、かつ、一の事業者等につき1回に限り当該措置をとるものとする。

第5条第2号ア中「新築する」を「新設する」に改め、同号イ中「増築する」を「増設する」に、「増築部分」を「増設部分」に改め、同条第3号中「新築又は増築する」を「新設又は増設する」に、「増築に」を「増設に」に、「増築部分」を「増設部分」に改め、同条に次の1号を加える。

(4) 20,000平方メートル以上の土地を新たに取得して工場等の建設をするもので、次のいずれにも該当するものであるとき。 消費者向け製品製造工場等建設奨励金の交付

ア 当該工場等において、消費者向け製品を製造するもの

イ 当該工場等の建設に係る固定資産取得費用（第2条第1項第15号アに規定する費用の額を除く。）が25億円（中小企業者等にあつては、5億円）以上であるもの

ウ 新たに雇用する従業員の数が20人（中小企業者等にあつては、5人）以上であるもの

第6条第1項第1号中「新築した」を「新設した」に改め、同項第2号中「増築した」を「増設した」に、「増築部分」を「増設部分」に、「増築に」を「増設に」に改め、同項第3号中「新築した」を「新設した」に改め、「償却資産」の次に「(規則で定めるものを除く。以下この項及び次項において同じ。)」を加え、同項第4号中「増築した」を「増設した」に、「増築に」を「増設に」に、「増築部分」を「増設部分」に改め、同項第5号中「新築した」を「新設した」に改め、同項第6号中「増築した」を「増設した」に、「増築に」を「増設に」に、「増築部分」を「増設部分」に改め、同項第7号中「新築した」を「新設した」に改め、同項第8号中「増築した」を「増設した」に、「増築に」を「増設に」に、「増築部分」を「増設部分」に改め、同条第2項第1号中「新築した」を「新設した」に改め、同項第2号中「増築した」を「増設した」に、「増築部分」を「増設部分」に、「増築に」を「増設に」に改め、同項第3号中「新築した」を「新設した」に改め、同項第4号中「増築した」を「増設した」に、「増築部分」を「増設部分」に改め、同条第4項中「前3項」を「前各項」に、「及び倉庫等建設奨励金」を「、倉庫等建設奨励金及び消費者向け製品製造工場等建設奨励金」に改め、同項を同条第5項とし、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 消費者向け製品製造工場等建設奨励金の額は、規則で定める年度以後5年度

間の各年度において、当該工場等の建設に係る固定資産取得費用を5で除した額に、別表左欄に掲げる消費者向け製品出荷額割合の区分に応じ、同表右欄に定める割合を乗じて得た額とする。ただし、当該額の総額が25億円を超えるときは、25億円とする。

第6条の2中「前条第1項及び第2項」を「前条第1項から第3項まで」に、「又は倉庫等建設奨励金」を「、倉庫等建設奨励金又は消費者向け製品製造工場等建設奨励金」に改める。

第7条第2項第1号中「6年」の次に「(消費者向け製品製造工場等建設奨励金に係る場合にあつては、10年)」を加え、同項第2号中「6年」の次に「(消費者向け製品製造工場等建設奨励金に係る場合にあつては、10年)」を加え、「従業員数」を「従業員の数」に改める。

第9条第1号及び第2号中「新築又は増築」を「新設又は増設」に改める。

第10条第1項中「6年」の次に「(消費者向け製品製造工場等建設奨励金に係る場合にあつては、10年)」を加え、同条に次の1項を加える。

2 市長は、消費者向け製品製造工場等建設奨励金に係る認定事業者が第3条第1項の認定を受けた日から起算して3年を経過する日までの間に工場等の操業等を開始しなかったときは、その認定を取り消すことができる。

第13条中「奨励金の交付を」を「工場等建設奨励金又は倉庫等建設奨励金（以下この項において「工場等建設奨励金等」という。）の交付を」に、「当該奨励金」を「当該工場等建設奨励金等」に改め、同条に次の1項を加える。

2 消費者向け製品製造工場等建設奨励金の交付を受けた認定事業者は、その交付の対象となった固定資産について、次の各号に掲げる固定資産の区分に応じ、当該各号に定める間、市長の承認を受けないで、当該消費者向け製品製造工場等建設奨励金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

(1) 土地及び家屋 消費者向け製品製造工場等建設奨励金の最初の交付を受けた日から10年を経過する日までの間

(2) 償却資産 消費者向け製品製造工場等建設奨励金の最初の交付を受けた日から5年を経過する日までの間

附則の次に次の別表を加える。

別表

消費者向け製品製造工場等建設奨励金の交付申請をした日の属する事業年度の前事業年度における消費者向け製品出荷額割合	補助の割合
--	-------

100分の50未満	零
100分の50以上100分の70未満	100分の10
100分の70以上100分の80未満	100分の20
100分の80以上100分の90未満	100分の30
100分の90以上	100分の40

附 則

- 1 この条例は、令和6年7月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の岡崎市工場等建設奨励条例の規定は、この条例の施行の日以後に建設計画の認定の申請をした者について適用し、同日前に当該申請をした者については、なお従前の例による。

(理由)

この条例案を提出したのは、消費者向け製品製造業に係る工場等の立地促進を図るため、新たな奨励措置を設けるとともに、当該奨励措置に必要な手続を定める等の必要があるによる。

岡崎市家康公観光振興基金条例の一部改正について

岡崎市家康公観光振興基金条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和6年6月3日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

岡崎市家康公観光振興基金条例の一部を改正する条例

岡崎市家康公観光振興基金条例（平成27年岡崎市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第1条中「ちなんだ観光振興」の次に「及び徳川家康公の功績に関する学び」を加える。

第5条中「観光振興」の次に「又は徳川家康公の功績に関する学び」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（理由）

この条例案を提出したのは、地域愛及び誇りの醸成並びに観光の意義の理解を促進する観光教育を通し、持続可能な観光地域づくりに資するため、基金の設置目的及び処分に関する規定を改める必要があるによる。

令和6年度岡崎市一般会計補正予算（第1号）

令和6年度岡崎市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。
（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,943,952千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ144,353,952千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

令和6年6月3日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
16	国庫支出金	21,414,752	3,893,652	25,308,404
	2 国庫補助金	4,742,475	3,893,652	8,636,127
19	寄附金	477,250	30,000	507,250
	1 寄附金	477,250	30,000	507,250
20	繰入金	7,416,707	20,000	7,436,707
	2 基金繰入金	7,248,815	20,000	7,268,815
21	繰越金	1	300	301
	1 繰越金	1	300	301
	歳入合計	140,410,000	3,943,952	144,353,952

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
2	総務費	11,384,876	3,148,368	14,533,244
	2 総務諸費	1,703,602	3,148,368	4,851,970
3	民生費	57,251,017	745,284	57,996,301
	1 社会福祉費	14,180,847	745,284	14,926,131
7	商工費	2,952,033	50,300	3,002,333
	1 商工費	2,952,033	50,300	3,002,333
	歳 出 合 計	140,410,000	3,943,952	144,353,952

第2表 債務負担行為補正

追加

事 項	期 間	限 度 額
阿知和地区工業団地関連道路等 整備に要する経費	令和7年度から 令和8年度まで	<div style="text-align: right;">千円</div> 30,400

令和6年度岡崎市一般会計補正予算（第2号）

令和6年度岡崎市の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。
（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,610,405千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ145,964,357千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

令和6年6月3日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
16	国庫支出金	25,308,404	492,012	25,800,416
	2 国庫補助金	8,636,127	492,012	9,128,139
17	県支出金	9,871,382	2,444	9,873,826
	2 県補助金	2,505,426	2,444	2,507,870
19	寄附金	507,250	35,155	542,405
	1 寄附金	507,250	35,155	542,405
20	繰入金	7,436,707	1,058,663	8,495,370
	2 基金繰入金	7,268,815	1,058,663	8,327,478
21	繰越金	301	20,131	20,432
	1 繰越金	301	20,131	20,432
22	諸収入	5,700,680	2,000	5,702,680
	5 雑入	4,146,651	2,000	4,148,651
	歳入合計	144,353,952	1,610,405	145,964,357

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1	議会費	696,179	3,673	699,852
	1 議会費	696,179	3,673	699,852
2	総務費	14,533,244	15,682	14,548,926
	1 総務管理費	7,533,624	11,211	7,544,835
	2 総務諸費	4,851,970	4,146	4,856,116
	3 徴税費	1,221,660	325	1,221,985
3	民生費	57,996,301	124,492	58,120,793
	1 社会福祉費	14,926,131	16,210	14,942,341
	2 老人福祉費	11,937,552	55,580	11,993,132
	3 児童福祉費	26,432,927	52,702	26,485,629
4	衛生費	16,591,502	754,550	17,346,052
	1 保健衛生費	5,795,914	763,213	6,559,127
	3 環境費	2,016,933	△8,663	2,008,270
6	農林業費	1,710,554	482,263	2,192,817
	1 農業費	615,395	482,263	1,097,658
7	商工費	3,002,333	67,832	3,070,165
	1 商工費	3,002,333	67,832	3,070,165
8	土木費	21,014,746	14,854	21,029,600
	5 都市計画費	7,806,106	4,404	7,810,510
	6 公園緑地費	4,226,691	10,450	4,237,141
10	教育費	17,255,483	147,059	17,402,542
	1 教育総務費	2,650,784	3,927	2,654,711
	2 小学校費	1,799,193	109,987	1,909,180
	4 学校教育費	7,956,191	30,127	7,986,318
	5 社会教育費	2,460,521	624	2,461,145
	6 保健体育費	853,971	2,394	856,365

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
	歳出合計	144,353,952	1,610,405	145,964,357

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
9 消 防 費	1 消 防 費	消防指令センター 維持管理事業	千 2,061
		消防自動車等購入事業	114,906

第3表 債務負担行為補正

追加

事 項	期 間	限 度 額
岡崎城大手門投光器の賃借に要する経費	令和7年度から 令和16年度まで	千円 8,664

令和6年第74号議案

令和6年度岡崎市阿知和地区工業団地造成事業特別会計補正予算
(第1号)

令和6年度岡崎市の阿知和地区工業団地造成事業特別会計補正予算(第1号)
は、次に定めるところによる。

(債務負担行為の補正)

第1条 債務負担行為の変更は、「第1表 債務負担行為補正」による。

令和6年6月3日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

第1表 債務負担行為補正
変更

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
阿知和地区工業団地 造成等に要する経費	令和7年度から 令和8年度まで	千 527,000千 円に、物価 変動、制度 の変更等 に伴う増 減額を加 算又は減 算した額	変 更 な し	千 668,300

令和6年度岡崎市継続契約集合支払特別会計補正予算（第1号）

令和6年度岡崎市の継続契約集合支払特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ148千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,767,246千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年6月3日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1	繰入金	1,767,098	148	1,767,246
	1 一般会計繰入金	1,761,657	148	1,761,805
	歳入合計	1,767,098	148	1,767,246

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1	継続契約集合支出	1,767,098	148	1,767,246
	1 継続契約集合支出	1,767,098	148	1,767,246
	歳 出 合 計	1,767,098	148	1,767,246

